

「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」について

本日（平成 21 年 6 月 10 日）、「第 2 回 特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」が開催された。

まず、6 月 6 日付読売新聞夕刊において、本検討会において検討を経たうえで公表されるべき情報が事前に報道された。情報の事前漏洩については、社会保障審議会 介護給付費分科会等においても、再三指摘してきた問題であるにもかかわらず、いまだに改善が見られない状況である。検討会を構成する委員の一人として、このような事態は、情報の操作及び検討内容がミスリードされる恐れを抱くところであり、検討会そのものへの信用が揺らぐと懸念する。厚生労働省担当部局においては、情報の事前漏洩について厳重に注意し管理を徹底するよう、強く抗議を行った。

次に、本日の検討会の審議内容についてであるが、特養において看護・介護職員の連携により、「口腔内吸引」及び「経管栄養に関する実施準備、経過の観察、終了後の片づけ等」を行うことについては、日本医師会としては、これらの行為が「医行為」として定義されているかどうかの問題であると考える。

いうまでもなく医師法等で定義されている「医行為」であるならば、実施することが法的に認められた医療職種以外の者が当該行為を実施することについて反対である。法律が認めていないことについては、本会としては容認することはできない。また、法律的に担保されないまま介護職員が当該行為を実施した場合、事故が起こった時に罪に問われる危険性もあることから、実際に介護を行っている現場において混乱が起こることは必至である。

当該行為が、平成 17 年 7 月 26 日に、厚生労働省より発出された「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（医政局長通知）」において示された「口腔内清掃」や「爪切り」といった行為と同様に「医行為」ではないとはっきり示されれば、特養利用者の安全を担保するために必要な研修を行った上で、介護職が実施することについて問題はないと考える。

以上の措置が行われないうまま、厚労省が提案したモデル事業を実施することについては、本会としては賛成することはできない。また、このままモデル事業を実施した後に、なし崩し的に現状のままで介護職が当該「医行為」を実施することは、これから先、その他の「医行為」も同様に、定義として曖昧なまま医療・介護現場において実施される恐れもあり、利用者・従事者の安全を守る側面から反対するものである。

平成 21 年 6 月 10 日
日 本 医 師 会